

○第23回農薬第五専門調査会（非公開）

日時：令和5年10月13日（金）14：00～15：08

議事概要：

（1）農薬（カルタップ、チオシクラム、ベンスルタップ）の食品健康影響評価について  
・審議の結果、カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸水素塩及びベンスルタップのグループの許容一日摂取量（ADI）を0.016 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.1 mg/kg体重（いずれもカルタップ塩酸塩換算）と設定し、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*殺虫剤で、ばれいしょ等に使用します。今回、カルタップについて、みかん、かぶ等への適用拡大申請及び畜産物への基準値設定の要請がされています。